

23文科生第176号
雇児発0401第28号
平成23年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成23年4月1日から適用することとされたので、その適正かつ円滑な実施につきよろしくお取り計らい願いたい。

(別紙)

新旧対照表

改 正 後	現 行
18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日	18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日
第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日	第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日
第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日	第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日
第三次改正 21文科生第719号 雇児発0331第39号 平成22年3月31日	第三次改正 21文科生第719号 雇児発0331第39号 平成22年3月31日
<u>第四次改正 23文科生第176号</u> <u>雇児発0401第28号</u> <u>平成23年4月1日</u>	
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

改 正 後	現 行
<p data-bbox="365 272 864 303">放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p data-bbox="120 363 1106 571">子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="120 675 203 705">別 紙</p> <p data-bbox="120 762 551 793">放課後子どもプラン推進事業実施要綱</p> <p data-bbox="120 852 277 882">1 目 的</p> <p data-bbox="181 896 398 927">現行のとおり（略）</p> <p data-bbox="120 986 304 1016">2 事業の内容</p> <p data-bbox="170 1031 929 1061">この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。</p> <p data-bbox="136 1075 931 1106">(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）</p> <p data-bbox="194 1120 1108 1284"><u>（平成21年3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣裁定「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」に定められた「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」で実施される教育支援活動等のうち、本要綱に基づき実施される事業）</u></p> <p data-bbox="219 1299 819 1417">I 放課後子ども教室推進事業 II 放課後子ども教室備品整備事業 III 放課後子ども教室指導者等研修・推進委員会事業</p>	<p data-bbox="1359 272 1872 303">放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p data-bbox="1124 363 2112 571">子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="1124 675 1207 705">別 紙</p> <p data-bbox="1124 762 1554 793">放課後子どもプラン推進事業実施要綱</p> <p data-bbox="1124 852 1281 882">1 目 的</p> <p data-bbox="1184 896 1402 927">現行のとおり（略）</p> <p data-bbox="1124 986 1308 1016">2 事業の内容</p> <p data-bbox="1173 1031 1933 1061">この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。</p> <p data-bbox="1140 1075 1935 1106">(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）</p> <p data-bbox="1220 1120 1800 1238">I 放課後子ども教室推進事業 II 放課後子ども教室備品整備事業 III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり） 現行のとおり（略）</p> <p>3 事業の実施方法等 現行のとおり（略）</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱</p> <p>I 放課後子ども教室推進事業 1～5 現行のとおり（略）</p> <p>6 費 用</p> <p>(1) 国は、<u>平成21年3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣裁定「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」に定められた「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」</u>で実施される教育支援活動等のうち、上記2～5の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。</p> <p>① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が直接実施する事業又は他の団体等に委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業又は委託して実施する事業</p> <p>(2) 本事業の事業費を積算する際は、<u>別に定める「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」</u>の基準に基づき<u>必要な</u>事業費を計上すること。</p>	<p>(2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり） 現行のとおり（略）</p> <p>3 事業の実施方法等 現行のとおり（略）</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱</p> <p>I 放課後子ども教室推進事業 1～5 現行のとおり（略）</p> <p>6 費 用</p> <p>(1) 国は、上記2～5の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。</p> <p>① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が直接実施する事業又は他の団体等に委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業又は委託して実施する事業</p> <p>(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。</p> <p>① 放課後子ども教室運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数とすること。 ・ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

改正後	現 行
<p>II 放課後子ども教室備品整備事業</p>	<p>ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員1, 330円、学習アドバイザー1, 480円までを上限として積算すること。</p> <p>なお、特別な催し物を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額に依らなくても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。 <p>ただし、おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費代は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4(1)④に基づき、放課後子ども教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。 <p>② 運営委員会経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。 <p>ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。</p> <p>③ コーディネーター経費</p> <ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体（小学校区数の多寡等）の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。 コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。 <p>ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1, 480円までを上限として積算すること。</p> <p>II 放課後子ども教室備品整備事業</p>

改正後	現行
<p>1 ～4 現行のとおり (略)</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、<u>平成21年3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣裁定「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」に定められた「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」で実施される教育支援活動等のうち、上記2～4の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。</u></p> <p>① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業</p> <p>(2) 本事業の事業費を積算する際は、<u>別に定める「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」に基づき必要な</u>事業費を計上すること。</p> <p>Ⅲ 放課後子ども教室指導者等研修・推進委員会事業</p> <p>1 趣 旨</p>	<p>1～4 現行のとおり (略)</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、上記2～4の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。</p> <p>① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業</p> <p>(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下に基づき事業費を計上すること。</p> <p>① 具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて、放課後子ども教室を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算すること。</p> <p>② 1放課後子ども教室あたりの単価については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、計上して差し支えない。</p> <p>【開設備品の例】</p> <p>カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等） など</p> <p>Ⅲ 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業</p> <p>1 趣 旨</p>

改 正 後	現 行
<p>都道府県、指定都市及び中核市において、域内の放課後子ども教室推進事業等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内で実施される放課後対策事業等に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 現行のとおり（略）</p> <p>3 運 営 本事業の運営は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 推進委員会の設置</p> <p>① 都道府県等は、域内の総合的な放課後対策事業等の在り方を検討する推進委員会を設置する。</p> <p>② 推進委員会では、放課後対策事業等の実施方針、安全管理方策、広報活動方策の策定や、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を行うこと。 また、指定都市、中核市が設置する推進委員会においては、事業計画の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画等についても行うこと。</p> <p>③ 推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。</p> <p>④ 推進委員会の開催については、年間を通じて時期の偏りがないよう定期的に開催するよう努めること。</p> <p>(2) コーディネーター等研修の実施 都道府県等は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーター等に対し</p>	<p>都道府県、指定都市及び中核市において、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内で実施される放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 現行のとおり（略）</p> <p>3 運 営 本事業の運営は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 推進委員会の設置</p> <p>① 都道府県等は、域内の総合的な放課後対策事業の在り方を検討する推進委員会を設置する。</p> <p>② 推進委員会では、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策の策定や、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を行うこと。 また、指定都市、中核市が設置する推進委員会においては、事業計画の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画等についても行うこと。</p> <p>③ 推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。</p> <p>④ 推進委員会の開催については、年間を通じて時期の偏りがないよう定期的に開催するよう努めること。</p> <p>(2) コーディネーター研修の実施 都道府県等は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーターに対し</p>

改 正 後	現 行
<p>して、放課後対策事業等の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等の地域の協力者の人材確保策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図るための研修を実施すること。</p> <p>(3) 安全管理員等研修の実施</p> <p>都道府県等は、域内の市町村が実施する放課後対策事業等に関わる安全管理員や学習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施すること。</p> <p>4 留意事項</p> <p>放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業等及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、<u>平成21年度3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣裁定「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」</u>に定められた「<u>学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業</u>」で実施される教育支援活動等のうち、上記2～4の要件を満たした都道府県等が実施する事業に対して補助するものとする。</p> <p>(2) 本事業の事業費を積算する際は、<u>別に定める「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領」</u>の基準に基づき<u>必要な</u>事業費を計上すること。</p>	<p>て、放課後対策事業の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等の地域の協力者の人材確保策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図るための研修を実施すること。</p> <p>(3) 安全管理員等研修の実施</p> <p>都道府県等は、域内の市町村が実施する放課後対策事業に関わる安全管理員や学習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施すること。</p> <p>4 留意事項</p> <p>放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。</p> <p>5 費用</p> <p>(1) 国は、上記2～4の要件を満たした都道府県等が実施する事業に対して補助するものとする。</p> <p>(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。</p> <p>① 推進委員会経費</p> <p>推進委員会の経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1～7 現行のとおり（略）</p> <p>II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）</p> <p>1～5 現行のとおり（略）</p> <p>III 放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1～5 現行のとおり（略）</p>	<p>ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。</p> <p>② コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費</p> <p>コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。</p> <p>ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1～7 現行のとおり（略）</p> <p>II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）</p> <p>1～5 現行のとおり（略）</p> <p>III 放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1～5 現行のとおり（略）</p>

改正後	現行
<p>IV 放課後児童指導員等資質向上事業</p> <p>1～6 現行のとおり（略）</p>	<p>IV 放課後児童指導員等資質向上事業</p> <p>1～6 現行のとおり（略）</p>